

## 特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月27日

福井県知事 石田 嵩人

### 1 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅およびおもり

### 2 検査を行う区域

敦賀市、大野市、坂井市のうち平成18年3月29日現在における坂井郡春江町および同郡丸岡町の区域、鯖江市、おおい町、高浜町、越前町、若狭町、美浜町

### 3 実施の期日および場所

市町名	月 日	場 所
敦賀市	6月17日（水）	粟野公民館
	6月18日（木）	粟野公民館
大野市	6月29日（月）	多田記念大野有終会館
	6月30日（火）	多田記念大野有終会館
坂井市	7月1日（水）	坂井市役所春江支所
	7月2日（木）	坂井市役所丸岡支所
鯖江市	7月6日（月）	鯖江市役所西倉庫
	7月7日（火）	鯖江市役所西倉庫
おおい町	9月16日（水）	おおい町役場
高浜町	9月17日（木）	高浜公民館
越前町	9月28日（月）	宮崎コミュニティセンター
	9月29日（火）	越前コミュニティセンター
若狭町	10月6日（火）	中央公民館リブラ若狭
	10月7日（水）	三宅公民館
美浜町	10月4日（金）	美浜町役場

### 4 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当する場合に実施する所在場所定期検査の期日および場所

期 日	場 所
6月17日（水）から12月28日（月）まで	特定計量器の所在する場所